『Ｋマスター　民法Ⅱ』(KU19018)

訂正表

2020年02月12日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 432	③受益者からの転得者を被告とする場合　５行目	誤	～知っていた」ことを要する（424 条の５第１項）。	2020/1/28
		正	～知っていた」ことを要する（424 条の５第１**号**）。	
P. 432	④他の転得者からの転得者を被告とする場合　　３行目	誤	（中間転得者）	2020/1/28
		正	**削除**	
P. 470	問題の１行目	誤	問題：自己の債権が受動債権差押え後に	2019/08/05
		正	問題：自己の債権が受**働**債権差押え後に	
P. 473	②弁済者が過失なくして債権者を確知することができないとき（494 条２項）　２行目	誤	差押えが重複する場合	2020/1/28
		正	**削除**	
P. 506	【例－９】図中　２行目	誤	弁済期が到来したので，ＢはＸに対し，	2020/1/28
		正	弁済期が到来したので，**Ａの委託を受けない**ＢはＸに対し，	
P. 506	①　主たる債務者の意思に反しない場合　４行目	誤	ＢがＡの委託を受けた保証人である場合は，	2020/1/28
		正	ＢがＡの**意思に反しない**保証人である場合は，	
P. 506	②　主たる債務者の意思に反する場合　３行目	誤	ＢがＡの委託を受けない保証人である場合は	2020/1/28
		正	ＢがＡの**意思に反する**保証人である場合は	
P. 529	【例－９】図中	誤	売主	2020/1/28
		正	**貸**主	
P. 529	【例－９】図中	誤	買主	2020/1/28
		正	**借**主	
P. 531	下から６行目	誤	「対抗要件具備時」は履行後	2020/1/28
		正	「対抗要件具備時」は**催告**後	
P. 536	表内　「免責的債務引受」項目の一番下の項目	誤	Ｃ以外の者が担保権者の場合，承諾が必要。	2019/08/05
		正	Ｃ以外の者が担保権**設定**者の場合，承諾が必要。	
P. 545	(a) 承諾期間の定めのある申込み表内の項目	誤	撤回不可 （521 条１項）	2019/08/05
		正	撤回不可 （523 条１項）	
P. 546	(c) 対話者間における承諾期間の定めのない申込み　表内	誤	会話	2019/08/05
		正	**対話**	
P. 547	上から 10 行目	誤	契約は成立しない（522 条１項）。	2020/02/12
		正	**申込は効力を失う**（523 条２項）。	
P. 561	上から９行目	誤	契約解除の意思標示をしなければならない。	2019/08/05
		正	契約解除の意思**表**示をしなければならない。	
P. 578	上から１行目	誤	したがって，旧法の担保責任の性質は	2019/08/05
		正	したがって，**新**法の担保責任の性質は	
P. 625	下から２行目	誤	②　使用貸借は，無償・片務・要物契約	2019/08/05
		正	②　使用貸借は，無償・片務・**諾成**契約	
P. 634	下から１行目	誤	減額を請求することができる（559 条・562 条２項１号）。	2019/08/05
		正	減額を請求することができる（559 条・563 条２項１号）。	
P. 685	上から 12 行目	誤	範囲に制限される（最判昭 5148）。	2019/08/05
		正	範囲に制限される（最判昭 51. 7. 8）。	

P. 695	表【総則編の取消しと親族編の取消しとの相違】親族編２行目	誤	①　婚姻・縁組の取消し →非遡及（748 条１項、808 条１項本文）	2019/08/05
		正	①　婚姻・縁組の取消し →非遡及（748 条１項、808 条１項**前段**）	
P. 695	表【総則編の取消しと親族編の取消しとの相違】親族編５行目	誤	３か月（747 条２項）又は６か月（808 条１項）	2019/08/05
		正	３か月（747 条２項）又は６か月（808 条１項**後段**）	
P. 710	下から５行目	誤	（最判平 12. 3. 10）。	2019/08/05
		正	（最**決**平 12. 3. 10）。	
P. 714	表　「推定される嫡出子」「意味」の項目	誤	婚姻成立後 200 日以後	2019/08/05
		正	婚姻成立後 200 日経過後	
P. 717	下から８行目	誤	・　養子は原則として６歳未満。ただし，６歳に達する前から養親となる者に監護されている場合には８歳未満であればよい（817 条の５）。	2019/12/18
		正	・　養子は，原則として，**①縁組請求時に 15 歳未満，②縁組成立時に 18 歳未満。ただし，15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合において，15 歳に達するまでに縁組の請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときには，①の制限は適用されないが，養子となる者の同意が必要となる（民法 817 条の５。2019〔令和元〕年改正）。**	
P. 721	上から２行目	誤	暴行罪・傷害罪を構成する（刑法 208 条・205 条）。	2019/08/05
		正	暴行罪・傷害罪を構成する（刑法 208 条・20**4** 条）。	

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/）に掲載された日付です。